

# 京都芸術大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 京都芸術大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、使命・目的及び教育目的を定め、簡潔に明文化し、ウェブサイトや冊子を通して周知しており、これらには国際的歴史文化都市である京都において、芸術教育を通じた社会変革と平和創造への寄与を目指す大学の個性・特色を反映させている。また、社会情勢等に対応すべく、令和元(2019)年度に、建学の理念、使命・目的及び教育の目的を見直し、より平易で分かりやすい内容や表現となるように改訂している。令和 6(2024)年度には芸術学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び各学科の人材の養成に関する目的を改訂し、新カリキュラムを導入している。中期計画の見直しと策定には、役員と教職員が関与・参画し、長期的ビジョン「芸術立国」の実質化に向け、平成 29(2017)年度、令和 4(2022)年度に、建学の理念、使命・目的を反映した 5 か年中期計画を定めた。使命・目的及び教育目的を達成するために、学部・研究科等、必要な教育研究組織を整備している。

#### 「基準 2. 学生」について

大学は、学部・研究科のアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やウェブサイトで公表、周知し、入学者選抜方針にのっとり、適正に入学者選抜を行っている。学修支援では、「学生サポートメモ」の活用や「修学指導面談」の実施、各学科やセンターの研究室に配置した職員による学生対応等を行っている。また、全学生が利用可能な制作工房に専門技術員を常駐させ、学生の創作活動を支援している。キャリア支援では、芸術・デザインに関する専門人材を求める企業から学生個人に対して行われる独自のスカウト制度を設け、学生の就職活動の選択肢を広げている。また、教員と学生が授業づくりのための意見交換を行う研修や「学生生活・学習アンケート」等の実施、学生の相談等への AI 自動回答機能を用いた即時回答や教職員による E メール対応、通信教育課程での学修システム「airU」の活用等による、学生の意見・要望の把握と対応に取り組んでいる。

#### 〈優れた点〉

- 学生の創作活動を広く支援するための「ウルトラファクトリー」を設置し、専門の技術員が常駐してサポートしていること及びライセンス制度によって安全面も考慮した運用をしていることは、高く評価できる。
- 芸術研究科では、大学独自の奨学金制度として「大学院特待生制度」「長谷川記念奨学金」「大学院研究・制作・発表助成制度」を設けており、手厚い助成が行われていることは、

高く評価できる。

- 図書館の開館時間は、通学課程及び通信教育課程の全開講日に対応しており、日曜日・祝日も開館されていることは、高く評価できる。

### 「基準3. 教育課程」について

大学は、教育目的及び人材養成の目的を踏まえ、学部・研究科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め周知し、厳正に適用している。令和6(2024)年度入学学生からはGPA(Grade Point Average)を卒業要件に加えており、通信教育課程でも成績評価によるGPAを導入している。各課程では、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿って学部・学科ごとに学修成果を点検し、教育内容及び教授方法の改善と工夫、学修指導に取り組んでいる。「内部質保証方針」に基づくアセスメント・ポリシー及びアセスメント・プランを定め、教員による授業科目の点検と学科長による教育成果の点検を通して、教育内容・教授方法を改善している。通学課程では、グループワーク型授業やPBL(Project Based Learning)型授業などを、通信教育課程では、スクリーング、メディアの利用など、さまざまな教授方法を取入れた授業を展開している。

#### 〈優れた点〉

- 学科ごとの学修成果の点検・評価を行うことを目的に、学科別に作成された自己点検評価書をもとに、カリキュラムの外部評価を実施している点は、高く評価できる。

### 「基準4. 教員・職員」について

学長は、教学に関する重要事項を教授会、研究科委員会等で意見を聴き、使命・目的、学則などの諸規則等を踏まえて決定している。学長の教学マネジメントにおける適切なリーダーシップの発揮と業務執行に際して、副学長、「学長会」、必要な事務組織を置き、体制を整備している。教員については、「教育職員の採用及び昇任に関する規程」による適切な採用・昇任を実施し、FD(Faculty Development)研修や「授業改善アンケート」をもとにした教員個人及び学科レベルでの点検・評価を行い、大学全体で教育内容の改善に努めている。基幹教員の研究環境については、要望を踏まえた適切な判断のもとで整備している。また、大学を取巻くさまざまな変化や大学経営をめぐる課題に対応できる職員育成のため、職員人事及び人事評価制度では、業務を通じて職員の資質・能力の向上を図る仕組みを構築し、「学校法人瓜生山学園事務職員研修規程」のもと、SD(Staff Development)研修を実施している。

#### 〈優れた点〉

- FD研修において、教員推薦又は公募により参加した学生を「学生FD委員」として任命し、学生参加型の「授業カイゼン研修」を行い、学生からの具体的な提案を改善に活用していることは評価できる。

### 「基準5. 経営・管理と財務」について

大学は、寄附行為に基づき、法令及び学内諸規則を遵守し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会は、中期計画、事業計画、報告に関する事項、法人に係る重要事項等の審議を適切に行い、安定した法人経営の維持に努めている。また、常任理事会を置き、法人運営の円滑化と業務執行の迅速化を図り、理事会では管理部門と教学部門の意思疎通を図る体制を構築している。理事、監事及び評議員を適切に選任し、監事は、理事会、評議員会、常任理事会で必要な意見を述べ、評議員会は理事会からの諮問に応えるなど適切に機能している。中期計画に示した財務に関する目標に沿って、安定した財務運営が行われ、経営は良好な状態となっている。また、学校法人会計基準及び学内諸規則にのっとり適正な会計処理を行うとともに、監査法人、監事、内部監査室による三様監査を行い、監査機能の継続的な充実と強化に努めている。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

大学は、「内部質保証方針」を定め、学長を自己点検・評価委員会の委員長とし、内部質保証推進の責任を明確にするとともに組織体制を整備している。内部質保証については、教学、大学運営・財務の各観点から検証を行い、教学においては、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うことによって、教育の改善・向上に反映している。令和 5(2023)年度には、企業による外部評価や姉妹校等の教員、企業の代表者等を構成員としたカリキュラムに関する外部評価を実施している。学部・研究科及び事務局各部署の方針を踏まえた各教職員の目標の PDCA サイクルと、教学・大学運営の PDCA とを連動させることで改善を図り、教職協働によって内部質保証に係る委員会等を運営することで、大学全体の内部質保証を機能させている。また、IR 室を設置し、学長の施策立案・意思決定や各部署の運営をサポートしている。

総じて、大学の使命・目的等は大学の活動全体に反映されている。三つのポリシーのもと、学生の受入れと支援、学修環境の整備と教育課程が運用され、また、学長のリーダーシップのもと、教職協働による大学運営がされている。中長期計画に基づく法人の運営により、経営・管理、財務状況は良好であり、組織的体制での自主性・自律性に基づいた自己点検・評価が行われ、内部質保証は適切に機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 伝統文化の普及活動による地域貢献と学習機会の提供」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 京都国際平和構築センター
2. 通学課程及び通信教育課程、併設校等との教育連携

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

#### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的を、大学学則、大学院学則、「通信教育課程規程 [学部]」「通信教育課程規程 [大学院]」に定め、具体的かつ簡潔に明文化するとともに、人材の養成に関する目的を分かりやすく簡潔に文章化している。また、使命・目的及び教育目的に、国際的歴史文化都市である京都において、芸術教育を通じた社会の変革と平和創造への寄与を目指す大学の個性・特色を反映し、示している。大学は、社会情勢などに対応すべく、令和元(2019)年度に「学長会」において、建学の理念、使命・目的及び教育目的の見直しの必要性を検討し、より平易で分かりやすい内容や表現となるように改訂している。また、令和 6(2024)年度には芸術学部の三つのポリシー及び各学科の人材の養成に関する目的を改訂し、新カリキュラムを導入している。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学では、中期計画策定に係る建学の理念、使命・目的及び教育目的などの見直しについて、「学長会」で役員が審議し、「代表教授会」で教員、事務局各課長に意見を聞き、「学科会議」で諮るなど、役員と教職員が関与・参画している。大学は、建学の理念、使命・目的及び教育目的を学則やウェブサイトで公開し、「教職員総会」で共有を図るとともに、理想と志をまとめた冊子を配付して、全教職員、学生及び学外に周知している。平成 19(2007)年度にまとめた長期的ビジョン「芸術立国」の実質化に向け、平成 29(2017)年度、令和 4(2022)年度に、建学の理念、使命・目的を反映した 5 か年中期計画を策定している。

また、建学の理念、使命・目的及び教育目的に基づいた三つのポリシーを定め、それらの達成に必要な教育研究組織として学部や研究科、附置機関を整備している。

## 基準 2. 学生

### 【評価】

基準 2 を満たしている。

### 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 〈理由〉

芸術学部・芸術研究科の専攻ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やウェブサイトで公表し、学内外へ周知している。

アドミッション・ポリシーに定められた入学者選抜方針に基づいて入学者選抜を実施している。また、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜が実施されたかについて検証するため、アドミッション・オフィスが入試ごとの GPA や単位修得状況に関する分析を行い、「学長会」等に報告して、改善の必要性について検討している。

コロナ禍でのオンライン教育に対する社会人の期待など、社会的需要の急増に対応するため、入学定員数・収容定員数を増加するなど、入学定員に沿った適切な学生の受入れに努めている。

### 〈参考意見〉

○通信教育部芸術学部の全ての学科の在籍学生数について、収容定員を著しく超過しており、一部の学科で入学定員数の増加を行っているが、適切な入学者選抜の実施を通じた入学定員の管理が望まれる。

### 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

学修支援体制として「学生サポートメモ」を活用し、定期面談や成績不振学生に対する「修学指導面談」を行うとともに、状況に応じて適宜面談を行っている。各学科・センターの研究室には、職員と副手が常時在席し、学生からの相談や各種手続きに応じることで、教員と職員等が学生状況の共有を図っている。

留学生には、日本語能力の更なる向上を目的に、留学生対象科目として「学術基礎（日本語科目）」を開講するほか、外部機関によるオンライン講座の案内を行っている。

通信教育課程におけるオフィスアワーの活用は、Eメールやチャットも含めて非常に多く行われ、研究室主催の「学習相談会」を全学科で多数開催するなど、学修支援の充実に努めている。学修支援及び教育研究の補助を目的に、TA制度及びSA(Student Assistant)制度を整備している。

#### 〈優れた点〉

○学生の創作活動を広く支援するための「ウルトラファクトリー」を設置し、専門の技術員が常駐してサポートしていること及びライセンス制度によって安全面も考慮した運用をしていることは、高く評価できる。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

大人数のインターンシップ受入れが可能な企業と連携し、必要な事前・事後学修を行った上で実働 40 時間以上の参加実績がある場合に、所定の審査を経てインターンシップの単位認定を行っている。

学生及び企業の登録料を不要とした大学独自のスカウト制度「ART STUDENT スカウト」を運用し、芸術・デザインに関する専門人材を求める多様な企業の求人情報をウェブサイトに掲載している。企業から学生個人に対して面接オファーが行われ、就職活動を行う学生の選択肢が広がっている。

過去 5 年間の芸術学部卒業生に対する就職者及び進学者の割合は高くなっている。卒業後も同年 4 月末までは、在学時と同様に求人の紹介や面接対策等の就職支援を積極的に継続している。

### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

### 〈理由〉

大学では、奨学金申込みや学費納入についての相談、学生会やクラブ活動等の課外活動の支援、留学生への支援等を行っている。保護者会である「蒼山会」では、授業以外での学生の自主的な個展、グループ展、公演等の活動を支援する「対外文化活動補助制度」を設け、学生生活の支援をしている。

「京都芸術大学における障がい学生支援に関する基本方針」を定め、支援に携わる全ての教職員が、支援活動を通じて障がいについての理解を深めている。

合理的な配慮を必要とする多様な学生が適切に支援を受けられるよう、健康支援室、学生相談室、UDL(Universal Design for Learning)推進室から構成される「学生支援センター」を設置している。

### 〈優れた点〉

○芸術研究科では、大学独自の奨学金制度として「大学院特待生制度」「長谷川記念奨学金」「大学院研究・制作・発表助成制度」を設けており、手厚い助成が行われていることは、高く評価できる。

## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 〈理由〉

校地、校舎等の面積は、設置基準を満たしており、施設・設備を各種法令に基づいて管理し、学修環境の安全と向上に努めている。

絵画の授業に適した天井の高い教室、舞台芸術の授業に適した床や鏡を備えた教室、映画制作に適した天井照明を備えた教室、防音仕様のスタジオなど、各学科の専門教育に対応した演習室を十分に備えている。

全ての校舎に車椅子で行くことができるよう整備するとともに、履修する学生の状況に応じて教室変更を行うなどの配慮をしている。今後は、各教室のバリアフリー化を段階的に進める予定である。

講義科目、演習科目のいずれにおいても、少人数授業を中心として、授業を行う学生数を適切に管理している。

### 〈優れた点〉

○図書館の開館時間は、通学課程及び通信教育課程の全開講日に対応しており、日曜日・祝日も開館されていることは、高く評価できる。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

学修に関する学生の意見・要望を把握するために「授業改善アンケート」を実施し、各学科の改善した取組み内容を示した資料について、在学生専用ウェブサイトを通じて学生にフィードバックしている。加えて、学生参画型 FD 研修として「授業カイゼン研修」を実施し、教員と学生が授業づくりのために意見交換を行う場を設けている。

令和 6(2024)年度から心理スクリーニング検査を実施し、メンタルヘルスに不調を抱える学生の早期発見に取り組んでいる。在学生専用ウェブサイトで、学生の相談等に対して、AI 自動回答機能によるチャット形式での即時回答や教職員から E メールで回答する仕組みを設けている。通信教育課程では、学修システム「airU」を用いて相談等に対応している。

「学生生活・学習アンケート」において、施設・設備等の学修環境に関する意見・要望を把握し、事務局各部署に共有の上、改善結果を学生にフィードバックしている。

## 基準 3. 教育課程

### 【評価】

基準 3 を満たしている。

## 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 〈理由〉

教育目的及び人材養成の目的に基づき、芸術学部及び芸術研究科専攻ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基

準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、在学生専用ウェブサイトの「学修ガイド」や「大学院ハンドブック」に掲載するとともに、新年度ガイダンス等でも学生に周知している。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準について厳正に適用し、卒業要件に GPA の基準を設けるなど、修得レベルの向上を目指しており、通信教育課程でも成績評価に関するガイドラインを策定し、GPA の活用を開始している。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

芸術学部のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定められた「人間力」と「創造力」を構成する「6つの能力」を体系的に修得できるよう策定し、ウェブサイトや在学生専用ウェブサイトへ掲載するなど、学内外に周知している。学科ごとにカリキュラム・マップを作成し、各授業科目とディプロマ・ポリシーに定める能力との関係性を明示し、シラバスでも説明している。通学課程は、学部共通の芸術教養科目と学科ごとに開設する専門科目から構成され、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。通信教育課程では、教養教育科目に該当する総合教育科目と学部共通専門教育科目、学科専門教育科目、コース専門教育科目に区分して構成されている。

通学課程では、グループワーク型授業、PBL型授業、産学公連携授業、オンラインを用いた授業など、教授方法の工夫を図り、通信教育課程では、印刷教材等による授業、スクーリング、メディアを利用した授業などさまざまな教授方法を取入れている。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

「内部質保証方針」に基づいて、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の指標となるアセスメント・ポリシー及びアセスメント・プランを定めて、授業改善アンケート

トの結果を教員にフィードバックし、教員は、半期ごとに担当した授業科目の結果を点検している。学科長は、各教員から提出されたリフレクション・ノートをもとに半年ごとに教育成果の点検を行い、「授業点検・評価報告書」を作成し、教育内容・教授方法の改善に取り組んでいる。また、通学課程、通信教育課程それぞれに FD 委員会を設置し、学外の第三者による評価を実施して、学科ごとに作成する自己点検評価書をもとに、カリキュラムの外部評価を実施している。

#### 〈優れた点〉

○学科ごとの学修成果の点検・評価を行うことを目的に、学科別に作成された自己点検評価書をもとに、カリキュラムの外部評価を実施している点は、高く評価できる。

### 基準 4. 教員・職員

#### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学長は、教学に関する重要事項について、教授会及び研究科委員会だけでなく教育推進会議、学科会議を通じて学内の意見を聴いた上で、大学の使命・目的を勘案し「学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程」「学校法人瓜生山学園管理運営規程」及び学則に基づき諸事項についての決定を下しており、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮し、大学の意思決定と責任体制が明確になっている。学長を補佐する体制として副学長を 3 人置き、その職務は学長の指示に基づいて業務を分担している。学長がリーダーシップを適切に発揮し、業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見調整を行うため、学長を議長とし、理事長及び教学部門並びに事務局の責任者で組織する「学長会」を設置している。また、大学運営に必要な事務組織が構築され、必要な人員を配置している。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

## と効果的な実施

### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

### 〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準に規定される必要基幹教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している。

教員の採用・昇任については、「教育職員の採用及び昇任に関する規程」によって適切に審議され、採用候補者は学長が推薦の上、理事長が採用を決定し、昇任候補者は常任理事会にて審議の上、学長が昇任を決定している。

FD 活動の推進を図るために FD 委員会の立案に基づき、「FD のてびき」を作成し、組織的かつ体系的に FD 研修を計画・実施し、年度末に FD 活動報告書をまとめ教職員に共有している。学生による授業改善アンケートを通じ、授業満足度の向上を図り、各授業のクオリティを組織的に把握・点検し、一定の基準に満たない授業は教員個人レベル、学科レベルで点検・評価を行い、大学全体で教育内容の改善に努めている。

### 〈優れた点〉

○FD 研修において、教員推薦又は公募により参加した学生を「学生 FD 委員」として任命し、学生参加型の「授業カイゼン研修」を行い、学生からの具体的な提案を改善に活用していることは評価できる。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

### 〈理由〉

大学を取巻く社会環境の変化、学生ニーズの多様化や質的变化など、大学経営をめぐる課題の高度化や複雑化に対応できる職員の育成を目指し、職員人事制度を策定し、「事業計画」と「目標管理」を連動させて、業務を通じて資質・能力の向上を図る仕組みにしている。

職員の育成評価制度では、育成評価ツールを用い、部署目標と連動した個人の目標管理を行っており、育成のための評価という基本的な考え方にに基づき、成果・業績だけでなく、プロセスも重視した評価を実施している。

SD 研修は「学校法人瓜生山学園職員研修規程」を定め、「学園が計画する研修」「部署が計画する研修」「個人が計画する研修」として体系的に組立て職員の人材育成に取り組んでいる。

#### 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

基幹教員の研究環境については、各学科及び専攻、センターごとに研究室を設置し、教育研究環境の整備や機器備品についても、環境整備や機器備品整備の要望に基づき、その適切性を判断し、充実を図っている。リサーチ・アドミニストレーターや競争的資金獲得のための専門職員を配置し、研究支援を行っている。

研究活動全般の責任・管理体制明確化を目的に、各種ガイドラインや諸規則を制定し、研究不正防止を図りつつ、教職員向けの研究不正防止に向けた各種研修会を開催し、大学全体のコンプライアンス向上に努めている。

「学校法人瓜生山学園個人研究手当規程」に基づく基幹教員の研究助成手当のほかに、「特別研究費運用規程」に基づき特別研究費の制度を設け、教職員の研究及び創作活動の充実を図っている。

#### 基準 5. 経営・管理と財務

##### 【評価】

基準 5 を満たしている。

#### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と規定し、これに基づき法令及び学内諸規則を遵守し、適切に運用している。使命・目的の実現に向けて、理事会が中期計画、事業計画、予算、事業報告及び決算のほか、法人に係る重要事項の審議を適切に行い、法人の使命・目的を実現させる

ための継続的努力を行っている。

人権への配慮については、「ハラスメントの防止に関する規程」で適切に整備している。安全への配慮については、「学校法人瓜生山学園事業継続計画（BCP）」「学校法人瓜生山学園危機管理規程」を定め、災害に対応できる体制をとっている。教育情報及び財務情報については、ウェブサイトで適切に公表している。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事会は法人の最高意思決定機関として、令和 5(2023)年度は 7 回開催され、寄附行為の定めに基づき諸事項を審議及び決定し、適切に運営している。

使命・目的の実現のため、理事会をサポートする機関として理事長、学長、常勤の理事のほか、理事長が必要と認めるものとして監事、教学組織の責任者及び事務局長で構成する常任理事会を設置し、原則毎月開催して法人運営の円滑化と業務執行の迅速化を図っている。理事は、寄附行為に従って適切に選任されている。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事長は、寄附行為により「法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する」として、理事会及び常任理事会の議長としてリーダーシップを発揮しつつ円滑な意思決定を行っている。理事会には、学長を含む大学教員 2 人が出席し、教職員の提案を受入れる仕組みを踏まえ、教学側の意見を十分に聴く体制を構築し、管理部門と教学部門の意思疎通を円滑に行っている。2 人の監事は、理事会、評議員会及び常任理事会に出席して、法人の業務、財産の状況及び理事の業務の執行状況などに関し、必要に応じ意見を述べている。評議員会は、令和 5(2023)年度は 5 回開催され、理事会からの予算計画、事業計画等の重要事項についての諮問に応え、決算及び事業の実績に意見を述べており、諮問機関として適切に機能している。監事・評議員は寄附行為に従って適切に選任されている。

## 5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026」において、財務の重要目標達成指数の数値目標を定め、毎年決算理事会において達成状況の確認を行い、良好かつ安定した財務運営を行っている。財務の中期計画では、財務基盤の強化と将来の資金確保を目的として、特定資産の積増しを行っており、順調に目標を達成している。直近 5 年間の決算では、学生生徒等納付金収入が順調に確保され、資産運用に当たっては安全性を確保し授業料収入に偏らない財源の多様化に取り組んでいる。結果、大型設備投資が続く中で、基本金組入れ後の収支差額において黒字を維持し続けている。財務関係比率は、全国大学法人の平均と比べ、経常収支差額比率は平均を上回っており、良好な経営状態となっている。受託事業収入、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に向けて、積極的に取り組んでおり、成果を上げている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人瓜生山学園経理規程」などの学内諸規則にのっとり、適正に行われている。予算策定は、大学全体の事業計画に沿った業務計画を立案し、予算編成方針にのっとり各部署で予算を策定し、規則に基づき支出をして収支バランスが確保されている。学校法人会計基準の知識と専門性の向上に努めるため、経理課職員を会計関連の外部研修会に参加させ、専門知識の習得と向上に努めている。

監査法人による会計監査に加え、監事が適切に監査を実施している。また、理事長直轄の内部監査室を設置し、「学校法人瓜生山学園内部監査規程」に基づき業務監査及び会計監査を行い、三様監査体制のもと、当該監査結果を速やかに監事及び監査法人に報告するとともに常任理事会にも報告し、監査機能の充実及び強化に向けて継続的に注力している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

## 6-1. 内部質保証の組織体制

### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、建学の理念、使命・目的に基づく教育目的及び各種方針を実現するために「内部質保証方針」を定め、基本方針にのっとり内部質保証に取り組んでいる。教学運営に係る内部質保証について、「学長会」のもとに教育推進会議、代表教授会、学科会議を設け、学長のリーダーシップのもと、大学の諸施策を実施するなど、責任体制を整えている。また、大学運営・財務に係る内部質保証について、経営企画会議は、中期計画に基づき事務局重点課題を定め、事務局各課の進捗状況の確認と改善に向けた指示を行うなど、推進する責任体制を確立させている。学長を委員長とする自己点検・評価委員会は大学全体の内部質保証を推進する組織体制のもとに、自己点検・評価の結果を理事会等に報告するとともに「自己点検・評価報告書」を作成し、公開している。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、学則等で「教育研究活動等の状況についての点検及び評価を行う」と定め、自己点検・評価委員会のもと、自己点検・評価を行い、令和 5(2023)年度まで各年度、「自己点検・評価報告書」をまとめて、共有し、公表している。また、平成 29(2017)年度に認証評価を受けて、結果をウェブサイトで公表している。令和 5(2023)年度には企業による外部評価や姉妹校等の教員、企業の代表者等を構成員とする「カリキュラム評価委員会」による「学科別カリキュラム外部評価」を実施している。平成 27(2015)年度に IR 室を設置し、教育研究、学修等に関する情報を収集、蓄積、分析、提供し、各部署の運営や学長の施策立案・意思決定をサポートしている。令和元(2019)年度にアセスメント・ポリシーを定め、分析結果等を「学長会」で報告し、各学科と共有している。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

**【評価】**

基準項目 6-3 を満たしている。

**〈理由〉**

大学は、学部・研究科において三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーを策定し、「内部質保証方針」に基づく点検・評価を行い、改善に取り組んでいる。教学運営に係る内部質保証では、大学・プログラム・授業科目・学生の各レベルで、三つのポリシーを起点とした点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善・向上に取り組み、また、大学運営・財務に係る内部質保証では、中期計画に基づく各年度の事務局重点課題を定め、経営企画会議が事務局各課の目標達成状況を点検・評価することで改善・向上に取り組むなど、それぞれにおいて PDCA を機能させている。中期計画を学部や部署の方針から個人目標に落とし込む仕組みを作り、実施することで、各教職員の取り組みによる PDCA と、教学・大学運営の PDCA を連動させて改善・向上を図るとともに、各種会議・委員会を教職協働で運営することにより、大学全体の内部質保証を機能させている。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 伝統文化の普及活動による地域貢献と学習機会の提供**

**A-1. 伝統文化の普及活動による地域貢献**

A-1-① 学内に設置された京都芸術劇場「春秋座」を中心とした伝統文化公演実施

**A-2. 伝統芸術を活用した学習機会の提供**

A-2-① 在学生への教育プログラム及び一般公開講座によるプログラム提供

**【概評】**

「藝術立国」「京都文藝復興」の理念に基づき、伝統文化の普及活動による地域貢献として、学内に設置された京都芸術劇場「春秋座」を中心に伝統文化公演を実施している。教育、研究、社会貢献の三つを運営理念として掲げ、舞台芸術学科の授業やプロジェクトで活用するとともに、学生による現場での運営サポートは、教育効果向上に寄与している。最新舞台芸術の上演による「劇場実験」型研究として成果を上げ、年間で最大 2 万人程度が来場するなど、地域社会に対して伝統文化芸術を中心とした貴重な劇場公演を提供することに貢献している。また、多言語対応やバリアフリー対応、鑑賞サポートなど社会包摂の取り組みも行っている。

通学課程及び通信教育課程において、伝統文化、伝統芸術に関する演習科目や教養科目をカリキュラムの正課科目として体系化した上で、一般公開講座として「日本芸能史」や「京都学」といった独自のプログラムを開講し、長年市民に親しまれている。通信教育課程への展開は、多地域多世代の学生に対してプログラムを提供することに大きく貢献している。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 京都国際平和構築センター

本学では、「芸術立国」「京都文藝復興」等の理念を掲げ、芸術文化の活用による国際平和構築に向けた活動をおこなっている。国際連合創設 75 周年記念事業「芸術文化学術フォーラム 2020 in 京都」の本学での開催を機に、平和構築ならびに持続可能な開発目標（SDGs）の達成を推進するための国際協力を行うことを目的として、元国連事務次長、国連事務総長特別代表、大使などを評議員として迎え、本学の附置機関として「京都国際平和構築センター」を令和 2（2020）年度に設置した。

令和 3（2021）年度の元東ティモール共和国大統領兼首相への名誉博士号の授与や国連事務総長特使など国連関係者との会談をはじめ、令和 5（2023）年度には、国際社会におけるプレゼンス向上に向けて、国連大学学長、国連活動支援担当事務次長、国連ボランティア計画関係者など国連機関要職者との会議をセンター主催で実施し、芸術文化の活用による国際平和構築について議論を行った。令和 4(2022)年度にはスイス・ジュネーブで実施された国連システム学術評議会の年次総会へ出席し、アジア太平洋地域における活動について協力連携協定を締結した。その他、本センター主催による公開講座も実施し、教育による国際平和構築の推進を図っている。

### 2. 通学課程及び通信教育課程、併設校等との教育連携

通学課程では、学部共通科目の芸術教養科目において、通信教育課程のウェブスクーリング科目を「芸術史講義」として開講している。この科目は単位認定・卒業要件への算入ができる仕組みとなっており、1,174 人が受講した。

芸術学部のこども芸術学科は保育士資格と幼稚園教諭一種免許状を取得することから、学生の保育実習において併設校の「認可保育園こども芸術大学」で実習生を受入れている。保育実習前の事前授業で学生が保育園を訪ね、園児や保育士と交流するなどの教育連携を行い、延べ 90 人の学生と、3 歳から 5 歳までの園児 47 人とが交流した。

芸術研究科では、外国人留学生向けの日本語科目「学術基礎」の科目設計に併設校の京都文化日本語学校の教員が参画し、留学生 98 人が受講している。

通信教育課程では、外国人学習者を対象に、専門的な学びを深めるとともに日本語能力の向上を目的とした「外国人学習生プログラム」を併設校の京都文化日本語学校と連携し開発した。7 科目の日本語科目を開講し 43 人が受講した。

京都芸術大学附属高等学校では、高校 2 年生及び 3 年生を対象に、大学の教員が授業を担当する大学連携科目を夏期集中授業として開講している。令和 5（2023）年度は「プロフェッショナル科目 I～XI」の 11 科目を開講し 211 人が受講した。知識やスキルを学ぶだけでなく、専門分野の仕事の話聞くことで自分の将来の進路を考えるきっかけにもなることから、出席率も平均よりも高く、生徒からの評価も高い授業となっている。

このように、学園が設置する大学（通学課程及び通信教育課程）、専門学校、日本語学校、認可保育園、附属高校のそれぞれが積み上げて来た教育ノウハウを活用し、学校の枠を超えて教育活動の質的向上に取り組んでいる。